

職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

1 中央消防署職員による道路交通法違反に係る事案

(1) 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央消防署	消防士	26歳	男	停職 6月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央消防署	署長	58歳	男	消防長口頭注意
中央消防署	出張所長	58歳	男	消防長訓戒

(2) 処分年月日

令和元年10月31日(木)

(3) 事案概要

当事者は、令和元年9月2日(月)午前6時38分頃、軽自動車を運転し、稲毛区内の市道交差点を進行中、自転車と衝突し、相手方を転倒させ、右膝挫傷の傷害を負わせた。また、道路交通法に定める直ちに車両の運転を停止して、相手方を救護する等必要な措置を講じず、かつ、直ちに最寄りの警察署に報告せず、そのまま走り去ったもの。

2 若葉消防署職員による職場内窃盗に係る事案

(1) 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
若葉消防署	消防士長	52歳	男	停職 6月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
若葉消防署	署長	60歳	男	消防長口頭注意
若葉消防署	出張所長	59歳	男	消防長訓戒
稲毛消防署 (平成30年度若葉消防署)	署長 (署長)	58歳	男	消防長口頭注意

(2) 処分年月日

令和元年10月31日(木)

(3) 事案概要

当事者は、平成30年6月頃から令和元年9月に発覚するまでの間、出張所内において、夜間勤務中に他の職員の机の引き出しの中にあつた小銭入れ等から、少なくとも12回に亘り、合計36,200円を窃取した。また、被害者等は特定できないものの、同様の行為を平成6年頃から繰り返し行っていた。

3 今後の対応について

- (1) 昨年度、当局において相次いだ不祥事案を受け、消防局不祥事防止対策検討結果報告書で取りまとめられた取組方針に従い、各種取組を確実に実行していく。
- (2) 本日付で「綱紀の保持について（通達）」を発出し、消防職員のサービス・倫理についての教育を行うとともに、職員各自の金銭管理についても徹底を図っていく。